

時計の取扱いについて

1 目的

公園の時計は、来園者が時刻を確認できるように設置している便益施設である。しかし、老朽化やいたずらによる施設破損や時刻表示の不具合など、公園利用に影響を与える課題も抱えている。

こうした課題を認識した上で、公園の利用状況や地域のニーズ、財政状況を踏まえ、公園管理者として、施設の必要性や適性規模を十分に勘案し、魅力ある公園を効率的・効果的に整備していくため、時計の取扱いについて定めるものである。

2 適用の範囲

本取扱いは大阪市が所管する公園に、公園管理者が時計を設置・更新する場合に適用する。

3 用語の定義

本取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 時計 都市公園法施行令第5条第6項に掲げる時計台のことをいう。
- (2) 有料施設 都市公園法上の公園施設であって当該施設の管理条例を根拠に利用料金を徴収する施設のことをいう。

4 考え方

既存の時計は、地域のニーズを確認のうえ更新するものとし、ニーズが認められない場合は撤去できるものとする。

また時計の新設にあたっては、利用者数が多い、または時計の必要性が高く地域のニーズのある公園において、その必要性を検討するものとする。

なお、設置は当該公園での改修工事等に合わせて実施する。

5 設置基準

下記各号のいずれかに該当する公園においては、時計を設置することができる。

- (1) 公園面積が 10ha 以上の公園
(鶴見緑地・大阪城・長居・桜之宮・天王寺・南港中央・中島・八幡屋・千島)
- (2) 有料施設を有する公園
- (3) 水辺のにぎわいの創出又は集客及び観光に寄与する公園として、大阪市公園条例施行規則第1条に定める公園
(大阪城・うめきた・中之島・桜之宮・天王寺・鶴見緑地)
- (4) 公園利用者等からのニーズがあり、地域住民団体等から書面により時計設置の要望がある公園

6 設置場所・基数

- (1) 時計の設置場所は、利用者の利便性を考慮し、有料施設や遊具等の利用者が多い場所、または園路や広場、休憩所付近など、多くの公園利用者が時刻を確認しやすい場所を基本とする。
- (2) 街区公園への設置にあたっては、公園ごとに原則1基とする。

7 設置・更新する時計の標準的な仕様

設置・更新する時計は、リチウムイオン電池式の電波時計を標準とする。

附 則 本基準は、令和8年4月1日から適用する。

2025年12月時点 市内の時計設置基数 754基



電波時計設置一例（表）



（裏）

関係法令

都市公園法施行令 (公園施設の種類)

第五条

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

大阪市公園条例施行規則

(条例第2条の5第1項第5号の市規則で定める都市公園等)

第1条 大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号。以下「条例」という。)第2条の5第1項第5号の市規則で定める都市公園は、中之島公園、うめきた公園、桜之宮公園、大阪城公園、天王寺公園及び鶴見緑地とする。

都市公園法

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条

公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。